平成２３年（フ）第１２７６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋45番地レーベン内橋Ａ101号
債務者　秋本　翔太（旧姓音成）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９９号
福岡市早良区室住団地14番208号
債務者　山宝商事こと　築城　昌明
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０３号
福岡市早良区田村３丁目22番23―105号
債務者　福留　正哉
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１４号
福岡市西区下山門２丁目19番５―201号
債務者　菅野　秀子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２５号
福岡市博多区美野島４丁目１番５―101号
債務者　落合　理砂
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６２号
福岡県宗像市吉留515番地１宗像ホームＡ―４号
債務者　三宅　琢也
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８４号
福岡市博多区新和町１丁目２番１―1102号
債務者　久保　直美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５０２号
福岡市西区大字女原494番地４
債務者　山本百合子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５６号
福岡県宗像市須恵１丁目15番16―202号
債務者　栗林美和子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５７号
福岡県宗像市須恵１丁目15番16―202号
債務者　栗林　和正
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原827番地３エスパシオⅡ202号
債務者　佐藤　秀典
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８０号
福岡市早良区四箇４丁目４番23号
債務者　廣嶋　貴規
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８５号
福岡市博多区吉塚６丁目10番10―503号
債務者　澁谷チヤ子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美５丁目８番１―307号
債務者　川鍋　敏一
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６０５号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬15番401号
債務者　十河　忠夫
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１５号
福岡市博多区博多駅南６丁目９番28―209号
債務者　山内　香織
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６４４号
福岡市東区馬出３丁目８番１―312号
債務者　田中　和子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６４５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲597番地１アルカディアＡ101号
債務者　中島　圭介
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部